

内灘町展望温泉ほのぼの湯・内灘町防災コミュニティ センター指定管理者募集要領

令和7年4月

内 灘 町

目 次

1	施設の概要	1
2	施設の規模等	1
3	管理の基準	1
4	申請者の資格要件	2
5	指定管理者として行う業務の範囲	2
6	指定期間及び指定管理料	2
7	指定管理者の指定	3
8	募集要項の配布等	3
9	提出書類	4
10	提出期限	4
11	提出場所	4
12	現場説明会	4
13	質問等	5
14	選考方法	5
15	選考結果のお知らせ	5
16	その他	5
17	問い合わせ先	5
	別 表	6

内灘町展望温泉ほのぼの湯・内灘町防災コミュニティセンターの管理について、利用者のサービス向上と経費の縮減を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項、内灘町展望温泉ほのぼの湯条例第 5 条、内灘町防災センター条例第 5 条の規定により、次のとおり指定管理者を募集します。

1 施設の概要

名 称	所 在 地
内灘町展望温泉ほのぼの湯	内灘町字宮坂に 455 番地
内灘町防災コミュニティセンター	

2 施設の規模等

延べ床面積	施設内容	完 成	構 造
2,067.02 m ²	男女（浴室、サウナ、脱衣室、脱衣WC）、大広間、防災講義室（フロア）、事務室、調理室、防災展示コーナー、防災会議室、防災研修室、E V、足湯（外）	平成 29 年 3 月	鉄骨造 2 階建て

※詳細は仕様書参照

3 管理の基準

本施設は、町民の健康増進と福祉の向上及び健康寿命の延伸を図ることを目的に設置された施設です。

指定管理者は、次に掲げる事項を十分踏まえ、管理運営を行ってください。

- (1) 関係法令を遵守し、その趣旨を十分に理解し管理を行うこと。
- (2) 公の施設の指定管理者であることを認識し、公平公正な運営を行い、特定の個人・団体に有利又は不利となるような運営を行わないこと。
- (3) 利用者の安全確保、快適な状況で施設が利用できるよう、万全な管理運営を行うこと。
- (4) 個人情報の適切な管理を行うこと。
- (5) 施設の効用を最大限に発揮し、利用者のサービス向上を図ること。
- (6) 効率的な維持管理を行い、経費の削減を図ること。
- (7) 管理に関する業務を一括して再委託しないこと。

4 申請者の資格要件

応募をする者は、次のいずれにも該当するものであることが必要です。

- (1) 法人その他の団体であること。
- (2) 石川県内に主たる事務所を有する法人等であり、指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できるもの。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 号各号に該当しない者であること。
- (4) 本町から指名停止措置を受けていないこと
- (5) 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者の指定を取り消された者でないこと。
- (6) 税金等の滞納がない者であること。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更正手続き又は再生手続き開始の決定があったものでないこと。
- (8) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団体

5 指定管理者として行う業務の範囲

- (1) 施設及び設備の維持管理に関すること
- (2) 施設の使用の承認に関すること
- (3) その他施設の管理上、内灘町が必要があると認める業務に関すること。

※詳細については、別紙「内灘町展望温泉ほのぼの湯・内灘町防災コミュニティセンター指定管理者の業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

6 指定期間及び指定管理料

(1) 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間

※ただし、設備投資のある場合、町は指定期間の協議に応じます。

※この期間は内灘町議会での議決により確定します。

※指定期間中、会計年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで）ごとに、内灘町と細目を定める協定を締結するものとします。

(2) 指定管理料

指定管理業務にかかる経費は、締結する協定書に委託料として定め、会計年度ごとに支払いします。

(3) 利用料金について

①利用料金制度の導入

地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に規定する利用料金制を導入するため、指定管理者は、利用者が支払う利用料金を指定管理者自らの収入とします。

②利用料金の設定

利用料金は、内灘町展望温泉ほのぼの湯条例に規定する額となります。ただし、指定管理者の申請により、町長が必要と認めるときは、減免することができます。また、町が要求する無料基準には、対応してもらうことになります。

7 指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、議会の議決を経て指定管理者に指定されることになります。なお、候補者は当該議決（指定管理者の指定）を得られないことにより生じる一切の損害賠償等に関する請求はできません。

8 募集要項の配布等

(1) 配布場所

〒920-0292 内灘町字大学 1 丁目 2 番地 1

内灘町 町民福祉部 福祉課（内灘町役場 1 階） 担当：濱垣、井上（綾）

電話 076-286-6703 FAX 076-286-6704

E-mail fukushi@town.uchinada.lg.jp

(2) 郵送

郵送を希望される場合は、返信先住所及び名称を記載した返信用封筒に 270 円分の切手を貼付し、同封のうえ、上記宛請求してください。

(3) 配布期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）～ 5 月 30 日（金）

（閉庁日を除く、午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

(4) ホームページ

下記ホームページからも募集要項と提出書類の様式を入手できます。

URL <https://www.town.uchinada.lg.jp/soshiki/fukushi/19464.html>

9 提出書類

申請する法人等は、下記に掲げる書類を提出してください。(郵送不可)

1	指定管理者指定申請書（様式第1号）	1部
2	宣誓書（様式第2号）	1部
3	管理運営に関する事業計画書（様式第3号）	1部
4	管理運営に関する収支計画書（様式第4-1号、様式第4-2号）	1部
5	指定管理料に関する提案書（様式第5号）	1部
6	類似施設等管理運営実績表（様式第6号）	1部
7	定款、寄附行為、規約、その他これらに類する書類	1部
8	（法人の場合）登記事項証明書、 （非法人の場合）代表者の身分証明書 ※発行の日から3ヶ月以内のもの	1部（原本）
9	経営状況を説明する書類（直近の事業年度分の財務書類、 貸借対照表、損益計算書、財産目録、事業報告書等）	1部
10	概要書（事務所所在地、資本金、従業員数、経営理念・方針、 事業内容等）	1部
11	役員名簿	1部
12	納税証明書（市町村税、法人税、消費税及び地方消費税） ※発行の日から1ヶ月以内のもの	1部（原本）
13	印鑑証明書 ※発行の日から3ヶ月以内のもの	1部（原本）

（用紙の大きさは、原則「日本工業規格A4」とする。）

10 提出期限

令和7年5月30日（金）まで

（閉庁日を除く、午前8時30分～午後5時15分）

11 提出場所 配布場所と同じ

12 現場説明会

現場説明会を次のとおり開催します。参加を希望される場合は、現地説明会参加申込書（別記様式1）に記入のうえ、福祉課までE-mail又はファックスで送るか、持参してください。

(1) 日 時 令和7年4月8日（火） 午後1時30分～午後2時30分

(2) 場 所 内灘町展望温泉ほのぼの湯 1階 防災会議室

1 3 質問等

募集要領、その他募集に関しては、下記により質問を受け付けます。

質問は、質問書（別記様式2）に記入のうえ、福祉課までE-mail 又はファックスで送るか、持参してください。口頭による質問は受け付けません。

質問の受付は、令和7年4月8日（火）～4月18日（金）午後5時までとします。

質問に関しては、令和7年4月25日（金）までにE-mail 又はファックスで回答いたします。

1 4 選考方法

第1次審査（書類審査）及び第2次審査（プレゼンテーション）により選考するものとし、第2次審査は第1次審査通過者を対象に実施します。

第1審査の結果は応募者全員にお知らせする予定です。

1 5 選考結果のお知らせ

第2次審査を受けられた方全員にお知らせします。

1 6 その他

(1) 提出書類はお返しできません。

(2) 提出された書類は、必要に応じ複写します。（使用は町庁内及び選定会に限る）

(3) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

ただし、個人情報保護条例の保護措置の規定のものを除きます。

(4) リスクの管理・責任分担の詳細については、別途協定で定めますが、別表を基本としますので参考にしてください。

1 7 問い合わせ先

〒920-0292 内灘町字大学1丁目2番地1

内灘町 町民福祉部 福祉課（内灘町役場1階） 担当：濱垣、井上（綾）

電話 076-286-6703 FAX 076-286-6704

E-mail fukushi@town.uchinada.lg.jp

別 表

リスクの管理・責任負担区分表

No.	項 目	内 容	町	指定管理者
1	法令などの変更	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議事項	
2	物価	指定後のインフレ・デフレ		○
3	金利	金利変動		○
4	施設競合	施設競合による使用者の減		○
5	需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
6	運営費の膨張	町以外の要因による運営費の膨張		○
7	施設損傷	施設、機器等の損傷（1件30万円未満のもの）		○
		施設等の大規模な修繕	○	
		管理上の瑕疵によるもの		○
8	損害賠償	管理上の瑕疵によらない施設・設備備品の不備による事故や火災等に伴う利用者への損害	○	
		指定管理者の責による施設管理又は運営上の瑕疵による事故や火災に伴う利用者への損害		○
9	保険	建物保険	○	